

岐阜県公報

号 外 (5) 平 成 二 十 八 年 六 月 二 十 二 日

目 次

告 示

○ 知事指定薬物の指定

(薬務水道課)

ページ
一

告 示

岐阜県告示第三百七十八号

岐阜県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十六年岐阜県条例第五十六号。以下「条例」という。）第九条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十八年六月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 知事指定薬物の名称

- 1 「一、（三・四 ジメトキシフェニル）ニ、（メチルアミノ）プロパン、一、オン及びその塩類（通称三・四 Dimethoxymethcathinone）
2 「一、ベンチル N（キノリン、ハイル）、一H インダゾール、三、カルボキサミド及びその塩類（通称THJ）
3 エチル「一、（五 フルオロベンチル）、一H インダゾール、三、カルボキサミド」・三、メチルブタノアイト及びその塩類（通称五F、AEB、五F、EMB、PINACA）
4 メチル「一、（四 フルオロベンジル）、一H インドル、三、カルボキサミド」・三・三、ジメチルブタノアイト及びその塩類（通称MDMB、FUBICA）
二 指定の理由
条例第二条第七号に掲げる薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあるためと認められるため。
三 指定の効力が発生する日

平成二十八年六月二十三日

平成二十八年六月二十二日発行

発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三丁
岐阜文芸社